

平成24年1月25日  
資源エネルギー庁

## 平成24年度の太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ） の単価の確定に伴う電気料金の認可について

経済産業省は、平成21年11月から開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」について、平成24年度に適用される太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）の単価を認可いたしましたので、お知らせいたします。

1. 平成21年11月から、太陽光発電で作られた電気のうち、自家消費後の余剰電力を電力会社が買い取る、「太陽光発電の余剰電力買取制度」が実施されています。  
買い取りに要した費用は、電気をご利用の皆様には太陽光発電促進付加金※としてご負担いただいております。
2. 本制度における平成24年4月から適用される太陽光発電促進付加金の単価について、昨日電力10社から電気事業法第21条に基づく特例認可の申請を受け、審査を行った結果、妥当であると判断し、本日認可を行いました。
3. 太陽光発電促進付加金単価の算定は、経済産業大臣が定める告示等に従い買取実績等に基づき算定することとされております。なお、太陽光発電促進付加金単価を算定するうえで必要な算定諸元等について、別紙のとおり公表させていただきます。
4. なお、電気をご利用の皆様に対する太陽光サーチャージの単価は、電力会社ごとに異なり、3～15 銭/kWh となります（標準的なご家庭（1ヶ月の電気使用量が約260～300kWh）の場合、ひと月約7～45円程度のご負担となります。）。

### ※太陽光発電促進付加金とは

前年における太陽光発電による電気の買取に要した費用の総額から、前年における買取による一般電気事業者の回避可能費用（電力会社が太陽光発電の電気を買取ることによって電気の供給のために必要な発電量を減少することが可能となり、燃料費などの支出を免れた費用のこと）を差し引いた額。

太陽光発電促進付加金の単価は、当年度における想定総需要電力量で割り戻して算定する。その結果、1銭未満の数値が発生した場合、当年度の単価については小数点以下の数値を切り捨てることとし、転嫁額の不足分は翌年度の転嫁額において調整される。なお、当該付加金については、本年7月1日より施行される電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（いわゆる再生可能エネルギーの固定価格買取制度）に基づくものではありません。

<各電力会社別太陽光発電促進付加金単価>

電力会社名	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
24年度 太陽光発電促進付 加金単価 (円/kWh)	0.03	0.04	0.06	0.11	0.04	0.05	0.11	0.13	0.15	0.11
<参考> 23年度 太陽光発電促進付 加金単価 (円/kWh)	0.01	0.03	0.03	0.06	0.01	0.03	0.06	0.06	0.07	0.06

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部電力市場整備課長 片岡 宏一郎

担当者：迫田、高倉

電話：03-3501-1511 (内線 4741~6)

03-3501-1748 (直通)

(買取制度についてのお問い合わせ先)

省エネルギー・新エネルギー部再生可能エネルギー推進室長

村上 敬亮

担当者：安田、山下

電話：03-3501-1511 (内線 4455~8)